

審査の結果の要旨

氏名 山口 絢

2001年に司法制度改革審議会により、21世紀の日本を支える司法制度に関する意見書が提出された。そこでは、21世紀の司法制度の姿として、国民の期待に応える司法制度の構築、司法制度を支える法曹の在り方、国民的基盤の確立についての提言がなされている。これらの提言は着実に実現されているが、日本の法文化の中に位置づいているもの、そうでないもの、さらに改善が求められるものが存在する。本論文は、この提言の中で、弁護士へのアクセス拡充に着目する。この課題については、提言にそって、法律相談活動等の充実、弁護士報酬の透明化・合理化、弁護士情報の公開がなされてきた。しかし、法へのもっとも身近な接点である法律相談については、法テラスが設けられるなど一定の取り組みがなされているものの、現在日本が直面しており、さらに将来的にも多くの問題を抱えることが予測される超高齢社会において、それだけで十分ということはいできない。本論文では、高齢者に焦点をあて、法律相談へのアクセスに関する課題を分析し、これからの在り方について考察を行っている。

本論文は5章から構成されている。第1章では、日本の超高齢社会について、高齢者の社会的・経済的状況、高齢者が経験する法律問題を整理するとともに、高齢者の法律相談へのアクセスに関する先行研究をまとめ、その課題を指摘するとともに、本研究の研究枠組みを提示している。第2章では、第1章をふまえ、高齢者に対して実施した質問紙調査、インタビュー調査の分析及びその考察をまとめている。高齢者全体としては、リソースを活かせる層とそうでない層で二極化している可能性が示唆され、後者においては、とくに、女性、無職、低学歴、家計が困難な層は法システムに対し否定的な認識を抱くとともに、法的な手段を避ける傾向にあり、法律相談場所の知識がない傾向がみられた。また、法専門家とコネクションのない高齢者の相談先として行政機関が挙げられていた。第2章の調査対象者は、質問紙調査に関しては、インターネットにアクセスできる層であり、また、インタビュー調査に関しては、調査に応じる余裕のある層であった。この調査対象者への調査研究であっても十分に貴重なものではあるが、対象に含まれない高齢者についての知見を得るには十分でない。ただ、そのような層は調査に応じてくれない、応じられない可能性があり、この問題を考慮して、弁護士、司法書士へのインタビュー調査を実施した。第3章では、この調査結果の分析及びその考察をまとめている。具体的には、高齢者の法律相談へのアクセスの関連要因として、第2章の調査では抽出されなかった、法律問題の認識、判断能力の障害、身体的問題・モビリティの問題が挙げられた。また、法専門家は、個人として、また、団体として、出張相談等を実施しているが、法的問題を認識できない高齢者や、法システムに距離を

感じている層については、行政・福祉関係機関との連携が課題となると認識していることが明らかとなった。高齢者の法律相談へのアクセスに関して、第2章、第3章において、行政機関・福祉関係機関の重要性が指摘されていたことを受け、第4章では、それらの機関を経由して高齢者の問題が法専門家につながるまでのアクセスの現状及び課題を検討している。具体的には、高齢者の法的問題発見から法専門家へのアクセスの過程及び行政・福祉関係機関と法専門家との連携事例についてインタビュー調査を実施し、その結果を分析・考察した。高齢者の行政・福祉関連機関へのアクセスに関しては、高齢者自身が問題に気づかないことが課題となっており、行政・福祉関連機関と法専門家の連携に関しては、職員による法的問題発見の困難さ、気軽に相談できる法専門家がいないという問題が抽出された。また、著者が参加した研究プロジェクトにおける法テラスから行政・福祉関係機関への情報提供システム「ホットライン」については、両方の機関にその有効性が確認されるとともに、経験の蓄積等に問題があることが示された。第5章では、全体をまとめ、高齢者の法律相談へのアクセス向上のために法専門家と行政・福祉関係機関の連携が重要であることを主張するとともに今後の課題について議論を行っている。

本研究は首都圏に絞って調査・分析を進めているが、日本における高齢者の法律相談へのアクセスを考えるためには、高齢者の状況が地域によって異なり得ることから首都圏以外の地域についての調査研究が必要である。また、通常の調査から抜け落ちてしまう潜在的な問題を抱える高齢者をどのように見つけ出し研究を進めるか、さらに、法律家と行政・福祉関連機関との連携が法律相談へのアクセスに対して有効だとしても、それを持続的に維持していくための制度をどのように設計するかといった今後の課題は残されている。しかしながら、本論文は、現在、そして、これからもさらに深刻化する日本における超高齢社会の重要な問題の1つである法アクセスの基盤となる法律相談へのアクセスについて、高齢者を対象としたものがきわめて少ない中、高齢者に焦点を当て、法専門家、行政・福祉関連機関を含めて調査を行い、その結果の分析・考察をもとに実証的な知見を明快にまとめていること、さらに、専門家社会におけるコミュニケーション研究では専門家と非専門家をつなぐ主体の重要性が認識されつつあるが、高齢者と法専門家をつなぐ主体として行政・福祉関連機関に着目し、その有効性と問題点を明らかにしたことは、法社会学研究、法コミュニケーション研究においてその学術的価値が高く評価でき、また、日本の超高齢社会における高齢者の法律相談へのアクセスの問題を考える上で有効な知見となることが期待できるという点で審査員全員の意見が一致した。

よって本論文は博士（社会情報学）の学位申請論文として合格と認められる。